

## 佐賀県建築審査会包括同意基準

### 1 趣旨

この基準は、建築審査会の同意が必要な建築許可に際して、公益的なもので、かつ、周辺への影響が軽微な建築物について、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ること（以下「包括同意」という）を定めて、許可の手続きの迅速化を図るものである。

### 2 適用の範囲

この基準は、既存不適格建築物や既に許可を受けた建築物（以下、「既存不適格建築物等」という。）において増築、改築及び移転（以下「増改築等」という。）並びに大規模の修繕及び大規模の模様替（以下「修繕等」という。）を行う場合で、次の建築許可に限り適用する。

- (1) 第55条第3項第1号及び第2号の許可（低層住居専用地域の絶対高さ）
- (2) 第56条の2第1項ただし書きの許可（日影規制）

### 3 包括同意の基準

包括同意を適用する許可については、次の基準に適合すること。

（共通基準）

- (1) 既存不適格建築物等に係る部分の建築物の高さの増加がないこと
- (2) 既存不適格建築物等の増改築等の場合、
  - イ、増改築等に係る部分は、基準時又は許可時の延べ面積の2割以内で、かつ、高さが10m以下であること
  - ロ、増改築等を含んだ複合日影において法56条の2第1項の日影時間が増加しないで、かつ、増改築等に係る部分だけでも法56条の2第1項の日影時間に適合すること
  - ハ、増改築部分の外壁は、敷地境界線から1.0m以上離すこと  
（施行令135条の5の制限の緩和に係るものは除く。）
- (3) 修繕等の場合は、建築物の外観形状の大幅な変更を伴わないこと  
（個別基準）
- (4) 55条3項1号の許可にあたっては、都市公園等の区域内にある建築物で公園施設又は運動施設等の用途であること
- (5) 55条3項2号の許可にあたっては、建築物の用途は、学校、神社、寺院等であること

### 4 建築審査会の同意

特定行政庁は、この包括同意の基準に適合している建築許可申請については、既に建築審査会が同意したもの（以下、「包括同意」という）として、許可することができる。

### 5 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意により許可した場合は、許可の直後に開催される建築審査会へ別添様式により報告するものとする。

#### 附則

- 1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月13日の建築審査会にて包括同意